

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月5日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「6箇月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第31条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第27条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 被保険者が急患等として医療機関等を受診した場合に限り、保険料納付の徴収猶予期間を最長1年以内（原則6か月以内）に延長できることとした。
- 2 令和6年12月2日から被保険者証が廃止となることに伴い、市が被保険者証の返還を求めることがなくなるため、被保険者の属する世帯の世帯主が被保険者証の返還の求めに応じない場合の過料に関する規定を削ることとした。